麻薬取扱者免許申請等手続要領

- 1 免許申請について
 - (1) 免許対象者
 - ア 本年 12 月 31 日で免許有効期間が満了し、それ以降も継続して麻薬を取扱おうとする令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの間に免許を受けている麻薬卸売業者、同小売業者、同施用者、同管理者及び同研究者
 - イ 令和7年1月1日から新規に免許を受けようとする者
 - (2) 提出書類(正副各1部)
 - ア 免許申請書

(別紙様式1)

イ 医師の診断書

法人が、麻薬卸売業者または同小売業者の免許を申請する場合には、次の者の診断書を添付すること。

- (ア) 株式会社及び有限会社にあっては、本免許に係る業務を担当する取締 役全員
- (イ) 合名会社にあっては、本免許に係る業務を担当する社員全員
- (ウ) 合資会社にあっては、本免許に係る業務を担当する無限責任社員
- ウ 医師等の免許証の写(新規に麻薬取扱者免許を受けようとする者のみ)
- エ 業務分掌表(法人が、麻薬卸売業者又は同小売業者の免許を申請する場合の み)
- オ 研究計画書等の研究目的が分かる書類 (麻薬研究者の免許を受けようとする 者のみ)
- (3) 手数料

麻薬卸売業者の申請にあっては、15,800 円、麻薬小売業者、同施用者、同管理者又は同研究者の申請にあっては、4,500 円の岩手県収入証紙を申請書正本に添付すること。

(4) 提出先及び期限

勤務地の住所を所管する保健所 令和6年11月15日(金)

- (5) 申請書記載上の留意事項
 - ア 麻薬業務所欄

名称及び所在地を正確に記入すること。

イ 許可又は免許の番号欄

医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師にあっては、当該免許の登録番号(麻薬 施用者、麻薬管理者の免許番号ではないこと。)を記入すること。

また、麻薬卸売業者又は同小売業者にあっては、薬局又は医薬品販売業の許可番号を記入すること。

ウ 欠格条項欄

該当ない場合には、「なし」と記入すること。 なお、該当のある場合には、その内容及び年月日を記入すること。

工 備考欄

本年の申請においては、備考欄の記載事項が追加されているので注意すること。なお、記入時の留意事項はウに準ずる。

その他備考欄には、継続して免許を申請する者にあっては、現在受けている 麻薬取扱者免許番号を、新規に免許を申請する者にあっては、「新規」と記入すること。

2 麻薬受払報告について

(1) 報告義務者

令和6年9月30日現在で、免許を受けている次の麻薬取扱者

- ア 麻薬管理者(同管理者のいない麻薬診療施設にあっては、麻薬施用者)
- イ 麻薬小売業者
- ウ 麻薬研究者
- (2) 提出書類

報告書(別紙様式2)正副各1部

(3) 提出先及び期限

勤務地の住所を所管する保健所 令和6年12月2日(月)

(4) 報告記載上の留意事項

記入に際しては、在庫数量を確認のうえ、本年報告に係る期初(令和5年10月1日現在)在庫量が、前年報告に係る期末(令和5年9月30日現在)在庫量と一致しているか照合すること。

3 その他

- ・ 記入方法等については「麻薬・向精神薬取扱いの手引き」を参照すること。
- ・ 各様式については、岩手県ホームページ内よりダウンロードが可能であること。 【岩手県ホームページにて「麻薬免許申請」で検索!】

(https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryou/yakumu/mayaku/1003277.html)